

消費税率だけじゃない!?

# 4月から診療報酬が変わりました!

2014年4月、消費税率が8%に引き上げられました。これは、97年の5%への引き上げ以来、じつに17年ぶりのことです。

それでもう一つ、この春から変わったものがあることをご存じですか?

それは「医療費の価格」です。みなさんが医療機関にかかった際に支払う医療費の価格は、2年に1度改定されています。今回は、身近なものなのに意外と知らない、診療報酬の仕組みについて詳しく説明します。

Illustration: Tohru Fukushi



## 1 診療報酬ってなに?

「診療報酬」とは、私たちが病気やケガなどで保険証を使って医療機関にかかった際、治療や投薬などの保険医療サービスの対価として医療機関が受けとる報酬のことです。

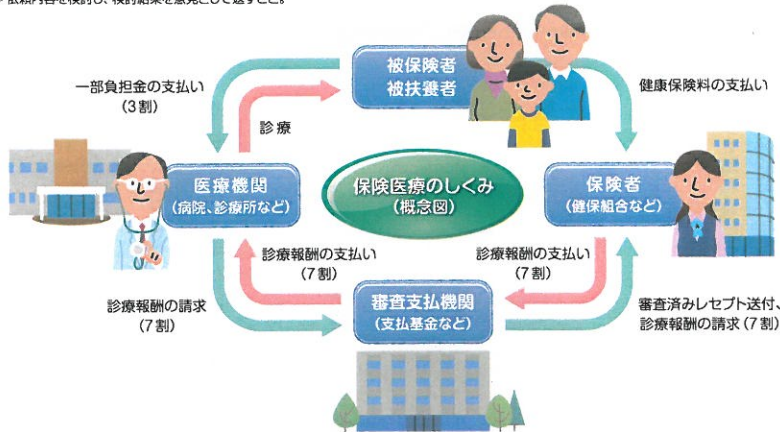
診療報酬は、国が定めた公定価格「診療報酬点数表」によって、傷の手当てをしたら何点、レントゲン検査をしたら何点など、医療行為ごとに点数が設定されています。診療報酬点数は「1点=10円」で計算され、初診料282点は2,820円の報酬となります。

このように、保険医療サービスは点数化されていて、初診料、処置料、投薬料など、さまざまな点数の累計の原則3割を、私たちは一部負担金として医療機関へ支払っているのです。\*保険医療の仕組みは図参照

では、診療報酬はどのようにして決められているのでしょうか?

診療報酬の改定の議論は、2年に1度、中央社会保険医療協議会(中医協)という会議で行われます。中医協は、支払側である保険者の代表(健保連など)、診療側である医療機関の代表(病院団体など)、公益代表(学者など)の総勢30名で、厚生労働大臣からの依頼を受け、国の医療政策を踏まえて診療報酬の点数配分を話し合います。話し合いの結果、中医協で決定した内容は厚生大臣へ答申\*され、国が診療報酬を最終決定する仕組みです。

\* 依頼内容を検討し、検討結果を意見として返すこと。



## 2 初診料・再診料の引き上げ

2014年度の診療報酬改定の主な内容は、表1のとおりです。なかでも今回は、「初診料・再診料の引き上げ」と「主治医機能の強化」をご説明します。

まず「初診料・再診料の引き上げ」は、医療保険は非課税となっていますが、医療機関の設備投資や備品などの仕入れには消費税負担が発生するため、消費税率の引き上げによって、医療機関の負担が増えることから、その対応策として引き上げが決定されました。

初診料は、病気やケガをした時に初めて医療機関の外来を受診した際に算定されるもので、再診料は、2回目以降に外来を受診した際に算定されるものです。今回の引き上げでは、初診料・再診料がそれぞれ120円・30円引き上げとなりました(表2参照)。1回の受診ではそれほど大きな額には感じませんが、継続的な治療をされている人などにとっては、大きな変化といえます。

つぎに、「主治医機能の強化」では、高血圧症、糖尿病、脂質異常症、認知症の4つのうち、2つ以上を有する患者を、継続的に診ること(投薬の管理、健診の受診勧奨など)ができる主治医機能を持った医療を提供する医療機関に1カ月単位で報酬を支払う仕組みが新設されました。高齢化により、複数の慢性疾患を持つ患者が増加するなかで、総合的な診療能力を有する主治医が育成されることで、複数の疾患でも1つの医療機関で治療が可能になることや、急変時にも相談・治療が可能になるなど、患者にとって多くのメリットが期待されます。

表2

■ 医科診療報酬		
	2013年度まで	2014年度から
初診料	270点	282点(+12点)
再診料	69点	72点(+3点)

■ 歯科診療報酬

	2013年度まで	2014年度から
歯科初診料	218点	234点(+16点)
歯科再診料	42点	45点(+3点)

\*1点=10円で計算

## 3 医療の値段を確認しよう

2010年度から、医療機関にかかった際、受けた医療サービスとその点数が記載された「明細書」の発行が医療機関に義務付けられました。明細書発行の義務化は、患者側から見て、わかりにくい医療の内容と値段の関係を明らかにするために導入されました。

しかし、現在の明細書の内容は専門用語で書かれており、私たちが見てもわかりにくいのが現状です。今後は、もっとわかりやすい言葉で書かれた明細書が発行されることが求められますが、その前段階として、受けたサービスの値段がはっきりと分かるような仕組みとなったことはとても重要なことと言えます。さらに、14年度からは、明細書の無料発行の義務化が400床以上の病院に拡大する\*など、一步一步、医療の透明性を高める取り組みが進められています。

一部の悪質な医療機関は、治療中に受けていない検査や処置などの診療報酬を請求するケースがあります。こうした架空請求や水増し請求などの被害を防ぐためにも、明細書や保険者からの医療費通知を必ず確認することが大切です。仮に架空請求などを発見したら保険者などに相談しましょう。

\* 明細書発行の無料化は、2016年度からは原則すべての病院(診療所を除く)に拡大します。

表1

### 2014年度診療報酬改定の主な内容

3つの柱

- 1 入院医療の見直し
  - 入院医療費の高い急性期病棟のベッド数の削減
  - 回復期等の病棟の充実
- 2 外来機能の強化
  - 主治医機能の強化
- 3 在宅医療のさらなる推進

その他

- 消費税率引き上げに伴う対応
- 初診料・再診料の引き上げ
- 入院料平均2%上乘せ
- 明細書発行無料化に向けた取り組みの促進